

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 にぎわい交流課	
許 認 可 等 名	行政財産の目的外使用許可	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第7項	
連 絡 先	(電話 621-5232)	
審 査 基 準	<p>行政財産の目的外使用の許可は、次の各号のいずれかに該当するときであつて、かつ、当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認められるときに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本市の事務事業と密接な関連を有し、又はその円滑な執行に寄与するとき。</li> <li>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。</li> <li>(3) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜を図るものと認められるとき。</li> <li>(4) 公の学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間使用するとき。</li> <li>(5) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業に供することがやむを得ないと認められるとき。</li> <li>(6) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するため極めて短時間使用するとき。</li> <li>(7) その他市長が特別の事由があると認めるとき。</li> </ol>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定 (平成29年4月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)</p> <p>総日数 日 (休日を除く・休日を含む)</p> <p>申請内容を精査する必要があるため設定を行わないが、迅速に決定するよう努める。</p>	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定 (平成29年4月1日最終変更)